

# 賛助会員規程

公益財団法人中国地域創造研究センター（以下「この法人」という）の定款第51条に基づく賛助会員規程を次のとおり定める。

## （入 会）

**第1条** 賛助会員として入会しようとするものは、この法人に入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

なお、賛助会員の入会日は、特別の事情のない限り、会長が承認した日とする。

## （退 会）

**第2条** 賛助会員で退会しようとするものは、この法人に退会届を提出しなければならない。

## （賛助会員の種類）

**第3条** 賛助会員の種類は、一般会員と行政会員の2種類とする。

なお、行政会員は地方公共団体を対象とし、一般会員はそれ以外の団体・会社等を対象とする。

## （賛助会費）

**第4条** 賛助会員のうち一般会員は、1口以上の賛助会費をこの法人に納入するものとする。

2 1口の金額は、1事業年度につき10万円とする。なお、行政会員の賛助会費は、会長が別途定める。

3 賛助会員は、原則、毎事業年度の5月末までに納入するものとする。

4 事業年度開始後入会した賛助会員については、当該事業年度分の賛助会費を入会后1月以内に納入するものとする。ただし、事業年度の途中で入会した場合で、当該年度の終了まで6箇月に満たない会員の当該年度の賛助会費は、第2項に定める年会費の半額とする。

5 賛助会員が退会した場合は、既に納入した賛助会費は返還しない。

## （休 会 等）

**第5条** 賛助会員が、諸般の事情により、止むを得ない場合、休会とすることができる。この場合、この法人に休会届を提出しなければならない。

## （賛助会費の使途）

**第6条** 第4条の賛助会費は、毎事業年度における合計額の50%以上で、会長が別に定める額を、当該年度の公益目的事業に使用する。

## （委 任）

**第7条** この規程に定めるもののほか、賛助会費及び賛助会費に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## （改 廃）

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則（平成29年度第1回臨時理事会〈平成29年7月26日〉）

（施行日）

- 1 この規程の改定（名称及び第1条（入会）、第2条（退会）、第3条（賛助会員の種類）、第4条（賛助会費）、第5条（休会等）、第6条（賛助会費の用途）、第7条（委任）、第8条（改廃））は、平成30年4月1日より施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日付でこの法人と合併した（旧）公益社団法人 中国地方総合研究センターの社員であったものは、この法人の賛助会員として、賛助会員規程第1条・第4条の定めにかかわらず、合併時点の取り扱いとすることができる。
- 3 平成18年3月31日付で当財団に統合した（旧）財団法人 中国技術振興センターの賛助会員の加入口数は、統合の特例措置として、賛助会員規程第4条の定めにかかわらず、合併時点の取り扱いとすることができる。